

# 会 議 録

公開用

会議の名称	令和8年1月定例教育委員会会議																																																		
開催日時	令和8年1月15日（木） 開会 午後1時30分 閉会 午後1時49分																																																		
開催場所	本庁舎4階 委員会会議室																																																		
議長（委員長・会長）の職氏名	教育長 鎌田 亨																																																		
出席者及び欠席者の職氏名及び人数	<p><b>【出席委員】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">教育長</td> <td style="text-align: right;">鎌田 亨</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td style="text-align: right;">小林 学</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">岡田 新司</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">山口 早苗</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">高橋 朋子</td> </tr> </table> <p><b>【執行部出席者】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">学校教育部長</td> <td style="text-align: right;">篠原 直樹</td> </tr> <tr> <td>学校教育部学務指導担当部長</td> <td style="text-align: right;">佐山 宏樹</td> </tr> <tr> <td>社会教育部長</td> <td style="text-align: right;">樋口 智</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長兼教育施設課長</td> <td style="text-align: right;">内藤 晋吾</td> </tr> <tr> <td>学校教育部参事兼市民文化会館長</td> <td style="text-align: right;">野口 美明</td> </tr> <tr> <td>学校教育部学務指導担当次長兼指導課長</td> <td style="text-align: right;">鶴見 和弘</td> </tr> <tr> <td>社会教育部次長兼社会教育課長</td> <td style="text-align: right;">関根 栄治</td> </tr> <tr> <td>社会教育部参事兼中央公民館長</td> <td style="text-align: right;">矢野 仁史</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td style="text-align: right;">石川 貴英</td> </tr> <tr> <td>学務課長</td> <td style="text-align: right;">森田 誠</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td style="text-align: right;">瀬尾 尚丈</td> </tr> <tr> <td>教育相談センター所長</td> <td style="text-align: right;">秋山 法之</td> </tr> <tr> <td>学校給食課長</td> <td style="text-align: right;">柴山 伸之</td> </tr> <tr> <td>生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長</td> <td style="text-align: right;">大塚 俊和</td> </tr> <tr> <td>文化財課長兼郷土資料館長</td> <td style="text-align: right;">實松 幸男</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進課長</td> <td style="text-align: right;">井崎 圭介</td> </tr> <tr> <td>スポーツ施設担当課長</td> <td style="text-align: right;">福嶋 伸五</td> </tr> <tr> <td>中央公民館事業担当課長</td> <td style="text-align: right;">角田 尚之</td> </tr> <tr> <td>社会教育課社会教育担当主幹</td> <td style="text-align: right;">山下 剛史</td> </tr> </table> <p><b>【執行部欠席者】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">社会教育部次長兼社会教育課長</td> <td style="text-align: right;">関根 栄治</td> </tr> </table>	教育長	鎌田 亨	教育長職務代理者	小林 学	委員	岡田 新司	委員	山口 早苗	委員	高橋 朋子	学校教育部長	篠原 直樹	学校教育部学務指導担当部長	佐山 宏樹	社会教育部長	樋口 智	学校教育部次長兼教育施設課長	内藤 晋吾	学校教育部参事兼市民文化会館長	野口 美明	学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	鶴見 和弘	社会教育部次長兼社会教育課長	関根 栄治	社会教育部参事兼中央公民館長	矢野 仁史	教育総務課長	石川 貴英	学務課長	森田 誠	教職員担当課長	瀬尾 尚丈	教育相談センター所長	秋山 法之	学校給食課長	柴山 伸之	生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	大塚 俊和	文化財課長兼郷土資料館長	實松 幸男	スポーツ推進課長	井崎 圭介	スポーツ施設担当課長	福嶋 伸五	中央公民館事業担当課長	角田 尚之	社会教育課社会教育担当主幹	山下 剛史	社会教育部次長兼社会教育課長	関根 栄治
教育長	鎌田 亨																																																		
教育長職務代理者	小林 学																																																		
委員	岡田 新司																																																		
委員	山口 早苗																																																		
委員	高橋 朋子																																																		
学校教育部長	篠原 直樹																																																		
学校教育部学務指導担当部長	佐山 宏樹																																																		
社会教育部長	樋口 智																																																		
学校教育部次長兼教育施設課長	内藤 晋吾																																																		
学校教育部参事兼市民文化会館長	野口 美明																																																		
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	鶴見 和弘																																																		
社会教育部次長兼社会教育課長	関根 栄治																																																		
社会教育部参事兼中央公民館長	矢野 仁史																																																		
教育総務課長	石川 貴英																																																		
学務課長	森田 誠																																																		
教職員担当課長	瀬尾 尚丈																																																		
教育相談センター所長	秋山 法之																																																		
学校給食課長	柴山 伸之																																																		
生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	大塚 俊和																																																		
文化財課長兼郷土資料館長	實松 幸男																																																		
スポーツ推進課長	井崎 圭介																																																		
スポーツ施設担当課長	福嶋 伸五																																																		
中央公民館事業担当課長	角田 尚之																																																		
社会教育課社会教育担当主幹	山下 剛史																																																		
社会教育部次長兼社会教育課長	関根 栄治																																																		

<p>事務局職員 の職氏名</p>	<p>学校教育部教育総務課総務担当 林、伊藤</p>
<p>会議事項、議題</p>	<p>報告第1号 春日部市立小・中・義務教育学校規模適正化に関する基本方針（案）の答申について</p> <p>報告第2号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校薬剤師の委嘱に係る専決処理について</p> <p>報告第3号 春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>報告第4号 春日部市人権教育推進協議会事業費補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>報告第5号 春日部市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>報告第6号 博物館登録の申請について</p> <p>報告第7号 春日部市スポーツ協会事業費補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>報告第8号 春日部市スポーツ少年団事業費補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>報告第9号 春日部市スポーツ推進委員協議会事業費補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>報告第10号 春日部市レクリエーション協会事業費補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>報告第11号 春日部大風マラソン大会実行委員会事業費補助金交付要綱の一部改正について</p>

鎌田教育長	<p>それでは、ただいまから1月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>はじめに、昨年12月23日付で教育委員に任命されました、小林委員より、ごあいさつをお願いします。</p>
小林委員	<p>先の12月定例市議会におきまして、教育委員会委員の選任の同意を賜り、就任いたしました小林学でございます。</p> <p>教育委員就任後、先日開催された二十歳を祝う会に出席いたしました。改めて責任の重さを感じ、身の引き締まる思いでございます。</p> <p>不慣れではございますが、皆様方のご指導のもと、そして諸先輩方が今まで築き上げてきたものを大切にしながら、春日部市の教育のさらなる充実・発展のために尽力し、教育委員としての責任を果たしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
鎌田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、小林委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定された、教育長職務代理者として指名しましたので、この場にて報告いたします。</p>
鎌田教育長	<p>次に、本日の会議録署名委員を指名します。</p> <p>高橋委員、お願いします。</p>
鎌田教育長	<p>前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。</p>
鎌田教育長 委員	<p>事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。</p> <p>「結構です」の声あり</p>
鎌田教育長	<p>前回会議録は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。</p> <p>事務局は、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。</p>
鎌田教育長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日、議案はございませんので、報告からとなります。</p>
鎌田教育長	<p>はじめに、報告第1号「春日部市立小・中・義務教育学校規模適正化に関する基本方針（案）の答申について」、説明を求めます。</p>

学務課長	はい。
鎌田教育長	森田課長、お願いします。
学務課長	<p>報告第1号「春日部市立小・中・義務教育学校 規模適正化に関する基本方針（案）の答申について」、報告いたします。</p> <p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>春日部市立小・中・義務教育学校 規模適正化に関する基本方針（案）について、春日部市立小学校・中学校及び義務教育学校学区審議会から答申がありましたので、別紙のとおり報告するものでございます。</p> <p>議案書2ページを御覧ください。</p> <p>令和7年7月24日付けで、春日部市教育委員会から春日部市立小学校・中学校及び義務教育学校学区審議会に、「春日部市立小・中・義務教育学校規模適正化に関する基本方針（案）について」の諮問を行いました。</p> <p>同審議会では、令和7年7月24日及び12月19日に2回の審議を経て、答申をいただきました。</p> <p>中段を御覧ください。</p> <p>答申の内容でございますが、諮問事項であります、「春日部市立小・中・義務教育学校規模適正化に関する基本方針（案）」につきましては、以下の意見を付して承認するというものであります。</p> <p>付帯意見について、読み上げさせていただきます。</p> <p>現在、国及び埼玉県においても、学校規模適正化への取組が進んでおり、春日部市における学校規模適正化の必要性は理解できる場所である。</p> <p>また、少子化により児童生徒数が減少する中であっても、教育環境を向上させるためには学校及び学級の適正規模を十分に検討することが大切である。</p> <p>そうした取組のために、学校規模適正化の理念の下、地域に根ざした学校再編を進めるという、今回諮問された基本方針は妥当なものと考えて。今後、地域や保護者等へ説明するにあたり、以下の事項を十分に配慮されたい。</p> <p>（1）学校規模適正化を進める際は、地域への十分な説明を行った上で取り組まれるよう配慮されたい。</p> <p>（2）学校規模適正化により、通学区域や通学路に変更が生じる場合は、安全面について十分に配慮されたい。</p>

	<p>(3) 小・中・義務教育学校は、防災や伝統継承など、地域の拠点となる施設である。学校規模適正化にあたっては、引き続き地域と児童生徒との交流を絶やさないように配慮されたい。</p> <p>以上が、学区審議会の答申でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
鎌田教育長	<p>質疑等はございますか。</p>
鎌田教育長	<p>次に、報告第2号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校薬剤師の委嘱に係る専決処理について」、説明を求めます。</p>
指導課長	<p>はい。</p>
鎌田教育長	<p>鶴見課長、お願いします。</p>
指導課長	<p>報告第2号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校薬剤師の委嘱に係る専決処理について」、報告申し上げます。</p> <p>議案書3ページを御覧ください。</p> <p>春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校薬剤師を別紙記載のとおり委嘱しましたので、同規則第4条第2号の規定により報告するものでございます。</p> <p>議案書4ページを御覧ください。こちらは、委嘱した学校薬剤師の名簿となります。前任の薬剤師が退任したことに伴い、変更となったものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
鎌田教育長	<p>質疑等はございますか。</p>
鎌田教育長	<p>次に、報告第3号「春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱の一部改正について」、報告第4号「春日部市人権教育推進協議会事業費補助金交付要綱の一部改正について」は、いずれも社会教育課所管の補助金交付要綱の改正に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。</p>
社会教育課 社会教育担当主幹 鎌田教育長	<p>はい。</p> <p>山下主幹、お願いします。</p>

<p>社会教育課 社会教育担当主幹</p>	<p>報告第3号「春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱の一部改正について」、報告いたします。</p> <p>議案書5ページを御覧ください。</p> <p>春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱の一部を改正したので、別紙のとおり報告するものでございます。</p> <p>今回の一部改正は、春日部市補助金等の交付手続に関する規則が、補助金等の申請手続における申請者の負担軽減及び事務効率化を図るため一部改正され、令和7年4月1日から施行となり、補助金等の交付の申請について変更されたことによるものです。</p> <p>社会教育課が所管する本要綱におきましても、同規則との整合性を図るため、様式1号の添付書類欄にある前年度事業報告書と前年度決算書を削除し、合わせて附則第4項において定型の文言を改める字句の修正を行うものでございます。</p> <p>7ページに改正後の様式第1号をお示しし、6ページに附則第4項の新旧の改正文言をお示ししております。</p> <p>なお、今年度の補助金申請は、改正前に既に申請が行われていることから、施行期日は令和8年4月1日とするものです。</p> <p>続きまして、議案書17ページ、報告第4号「春日部市人権教育推進協議会事業費補助金交付要綱の一部改正について」も、報告第3号と同様の改正となります。</p> <p>報告は以上となります。</p>
<p>鎌田教育長</p>	<p>質疑等はございますか。</p>
<p>鎌田教育長</p>	<p>次に、報告第5号「春日部市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について」、説明を求めます。</p>
<p>文化財課長</p>	<p>はい。</p>
<p>鎌田教育長</p>	<p>實松課長、お願いします。</p>
<p>文化財課長</p>	<p>報告第5号「春日部市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について」、報告いたします。</p> <p>議案書28ページを御覧ください。</p> <p>春日部市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正したので、別紙のとおり報告するものです。</p> <p>今回の一部改正は、春日部市補助金等の交付手続に関する規則が、補助金等の申請手続における申請者の負担軽減及び事務効率化を図る</p>

	<p>ため、一部改正され、令和7年4月1日から施行となり、補助金等の交付の申請について変更されたことによるものです。</p> <p>文化財課が所管する本要綱におきましても、同規則との整合性を図るため様式第1号の添付書類欄にある前年度事業報告書と前年度決算書を削除し、併せて附則第4項において定型の文言を改める字句の修正を行うものでございます。</p> <p>30ページに改正後の様式第1号をお示しし、29ページに附則第4項の新旧の改正文言をお示ししております。</p> <p>なお、今年度の補助金申請は、改正前に既に申請が行われていることから、施行期日は、令和8年4月1日とするものです。</p> <p>報告は以上となります。</p>
鎌田教育長	<p>質疑等はございますか。</p>
鎌田教育長	<p>次に、報告第6号「博物館登録の申請について」、説明を求めます。</p>
文化財課長	<p>はい。</p>
鎌田教育長	<p>實松課長、お願いします。</p>
文化財課長	<p>報告第6号「博物館登録の申請について」、報告いたします。</p> <p>議案書40ページを御覧ください。</p> <p>博物館法第12条の規定により、博物館登録の申請をしたので、別紙のとおり報告するものです。</p> <p>議案書42ページ、参考資料の「春日部市郷土資料館の博物館登録申請について」の1概要を御覧ください。</p> <p>博物館法が令和4年に改正され、令和5年4月より新たに博物館登録制度が施行されています。今回の改正では、博物館登録の審査基準として、資料を取り扱う体制や、学芸員を含む職員の配置、施設・設備について新しい基準が示され、文化庁の方針もあり、より多くの博物館、資料館施設が、法の規定を受ける登録を受けられるようになりました。</p> <p>春日部市郷土資料館では、平成2年7月の開館以来、博物館と同様な活動を継続して実施してきましたが、施設面積や職員数などの要件に満たなかったため、これまでは博物館法では規定されない「博物館類似施設」という位置づけで運営してきました。今回の法改正を受け、郷土資料館においても博物館登録が可能となったため、令和7年12月16日付けで埼玉県教育委員会へ登録を申請したものです。</p>

	<p>今後のスケジュールとしては、令和8年2月から3月に埼玉県教育 局文化財・博物館課による実地調査を経て、令和8年4月の登録を見 込んでおります。</p> <p>次に、2登録のメリットを御覧ください。登録博物館とは、皆さま にはなじみが薄い言葉であると思いますが、博物館法に基づく活動を行 っている博物館として都道府県によって審査、認定され、都道府県 に備える博物館原簿に登録された博物館のことです。</p> <p>登録のメリットにつきましては、登録により、文化庁のホームペー ジに掲載され、登録博物館のプレートが配布され、館の社会的信用や 知名度が向上します。予算支援としては、文化庁の補助金を受ける際 の要件となります。登録にかかる経費はございません。</p> <p>3登録博物館数にありますとおり、令和7年末現在、全国の法に規 定された博物館数は1,444館、このうち埼玉県内は30館となっ ております。このうち、県立の博物館が6館、市立の博物館は朝霞市 博物館をはじめ13館となっております。</p> <p>なお、41ページには博物館登録申請書の写し、43ページには博 物館法の登録にかかる条文の抜粋をお示しいたしました。</p> <p>報告は以上となります。</p>
鎌田教育長	<p>質疑等はございますか。</p>
鎌田教育長	<p>次に、報告第7号「春日部市スポーツ協会事業費補助金交付要綱の 一部改正について」、報告第8号「春日部市スポーツ少年団事業費補助 金交付要綱の一部改正について」、報告第9号「春日部市スポーツ推進 委員協議会事業費補助金交付要綱の一部改正について」、報告第10号 「春日部市レクリエーション協会事業費補助金交付要綱の一部改正に ついて」、報告第11号「春日部大風マラソン大会実行委員会事業費補 助金交付要綱の一部改正について」、いずれもスポーツ推進課所管の補 助金交付要綱の改正に関する議題でございますので、一括での説明を 求めます。</p>
スポーツ推進課長	<p>はい。</p>
鎌田教育長	<p>井崎課長、お願いします。</p>
スポーツ推進課長	<p>報告第7号「春日部市スポーツ協会事業費補助金交付要綱の一部改 正について」から、第11号「春日部大風マラソン大会実行委員会事 業費補助金交付要綱の一部改正について」、一括で報告させていただきます。</p>

	<p>議案書 46 ページを御覧ください。</p> <p>こちらは、春日部市スポーツ協会事業費補助金交付要綱の一部を改正しましたので、別紙のとおり報告するものでございます。</p> <p>今回の一部改正は、「春日部市補助金等の交付手続に関する規則」が、補助金等の申請手続における申請者の負担軽減及び事務効率化を図るため、一部改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行となり、補助金の交付の申請について変更されたことによるものです。</p> <p>本要綱におきましても、同規則との整合を図るため、様式第 1 号、様式第 3 号の添付書類欄にあります「前年度事業報告書」と「前年度決算書」を削除するものです。</p> <p>47 ページに、附則第 4 項の新旧の改正文言をお示しし、48 ページに改正後の様式第 1 号を、50 ページに改正後の様式第 3 号をお示ししております。</p> <p>なお、今年度の補助金申請は、改正前に既に申請が行われていることから施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日とするものでございます。</p> <p>以下、スポーツ推進課が所管します報告第 8 号「春日部市スポーツ少年団事業費補助金交付要綱の一部改正について」から、報告第 11 号「春日部大凧マラソン大会実行委員会事業費補助金交付要綱の一部改正」までの 4 本の要綱につきましても、同様に改正するものです。</p> <p>報告は以上です。</p>
鎌田教育長	<p>質疑等はございますか。</p> <p>遑っての質問となりますが、報告第 3 号、第 4 号の改正前の要綱の見直し期日のみ、令和 10 年ではなく令和 11 年となっておりますが、これは何か理由などあるのでしょうか。</p>
社会教育課 社会教育担当主幹	<p>詳細については後ほど確認し報告いたしますが、過去に別の理由で要綱改正を行った経過があったことから、その辺りが理由となっているものと考えております。</p>
鎌田教育長	<p>分かりました。他にございますか。</p> <p>以上で、報告を終了します。</p> <p>次回教育委員会の日程をお願いします。</p>
学校教育部長	<p>今回は、2 月定例教育委員会となります。</p> <p>2 月 12 日、木曜日、午後 2 時 00 分から、本会場、本庁舎 4 階、委員会会議室での開催を予定しております。</p> <p>以上でございます。</p>

鎌田教育長	以上で、1月定例教育委員会を閉会いたします。
会 議 結 果	
議案なし	